令和６年３月 13 日

報道関係　各位

田辺市福祉課
課長　宇津　裕喜

住民税均等割課税世帯支援金及び子育て世帯加算支援金について

住民税均等割課税世帯支援金（10 万円給付）は、エネルギー・食料品等の価格高騰の影響により家計への影響が大きい住民税均等割課税世帯に対して支給するものです。

また、子育て世帯加算支援金（児童１人あたり５万円給付）は、住民税非課税世帯支援金（７万円給付）又は住民税均等割課税世帯支援金の対象世帯の内、平成 17 年４月２日以降生まれの児童がいる世帯に対して加算支給するものです。

支援金を受けるためには、以下の手続が必要な場合がありますので、報道方よろしくお願いいたします。

記

【住民税均等割課税世帯】

■ **対象世帯**　令和５年 12 月１日時点で田辺市に住民登録があり、世帯全員の令和５年度分の住民税所得割が非課税である世帯（住民税非課税世帯の対象世帯を除く）
※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

■ **支 給 額**　支給の対象となる１世帯あたり 10 万円、18 歳以下の児童がいる場合は、対象児童数に５万円を乗じた額を加えた金額

■ **申請方法等**　対象者には３月 13 日（水）から順次、確認書を送付していますので、令和６年５月 31 日（金）までに確認書に必要事項を記入の上、返信してください。支援金を受給するためには、**必ず、手続きが必要となります。**

【住民税非課税世帯】

■ **対象世帯**　令和５年 12 月１日時点で田辺市に住民登録があり、世帯全員の令和５年度分の住民税が非課税である世帯のうち、住民税非課税世帯支援金（７万円給付）を受給した世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

■ **支 給 額**　対象児童数に５万円を乗じた額

■ **申請方法等**　対象者には３月 13 日（水）から順次、支給通知書を送付しています。３月 21 日（木）までに口座の変更等の連絡がない場合は、３月 28 日（木）に支給通知書に記載している支給口座に支給金額を振込みます。その場合、**手続きは不要です。**

【共 通】

■ **そ の 他**　**田辺市に住民票を移していない DV 等で避難されている方**
DV 等で田辺市に避難されている方は申出・申請していただき、支給要件等を確認の上、支給します。

■ **問合せ先**　田辺市低所得世帯等支援金窓口
電話番号　0739-33-9088
受付時間　平日９：00～17：00
開設期間　令和６年５月 31 日（金）まで

■連絡先
田辺市低所得世帯等支援金窓口
担当氏名　吉田、野下
電話番号　33-7440
内　　線　5692、5693

≪ 詳細は別紙チラシをご参照ください ≫

住民税所得割非課税世帯の皆さまへ

住民税均等割課税世帯支援金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税均等割課税世帯支援金（１世帯あたり10万円）は、住民税所得割非課税世帯を支援する支援金です。
- 支援金を受給するためには、手続きが必要です。

支援金の支給額

１世帯あたり10万円

※同一世帯に18歳以下の児童が含まれる場合は、『子育て世帯加算支援金』も該当します。

支援金の支給時期

田辺市が確認書(または申請書)を**受理した日から３週間以内**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員が令和５年度**「住民税所得割非課税」**の世帯

※住民税非課税世帯支援金（7万円）を受け取られた世帯及び住民税均等割課税者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

田辺市から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

令和５年12月１日時点で田辺市に住民登録のある対象世帯に確認書を送付します。

詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

支援金の支給手続き

令和５年度住民税所得割非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和５年１月１日以前から田辺市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、田辺市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書に必要事項を記入して、**返信してください**。

【確認事項】
- ・記載された支援金の振込口座に誤りがないか
- ・世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないか
- ・住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の人がいないか
- ・既に、他の自治体で給付金・定額減税一体支援枠を活用した給付金等の支給を受けていないか 等

世帯の中に、令和５年１月２日以降、田辺市に転入した方がいる場合

- 田辺市で確認を行い、対象となる世帯には、順次、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付します。
- 確認書に必要事項を記入して、**返信してください**。

支援金の取扱い

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第81号）により、本支援金は差押禁止等及び非課税の対象となります。

住民税非課税世帯支援金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、田辺市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

田辺市低所得世帯等支援金窓口

0739-33-9088

【受付時間】平日9:00～17:00　【開設期間】令和6年5月31日まで

〒646-0028　田辺市高雄一丁目23-1　田辺市民総合センター内

子育て世帯の皆さまへ

子育て世帯加算支援金（5万円/児童一人）のご案内

受給には手続きが必要です

- 子育て世帯加算支援金（平成17年4月2日以降生まれの児童一人あたり５万円）は、住民税均等割非課税または住民税均等割のみ課税の子育て世帯を支援する支援金です。
- 支援金を受給するためには、手続きが必要となる場合があります。
- 以下に該当する世帯は、対象となる場合がありますので窓口へお問い合わせください。
  - ・令和５年12月２日以降に生まれた新生児がいる
  - ・別世帯に扶養している児童がいる

支援金の支給額

18歳以下の児童一人あたり
5 万円

支援金の支給時期

プッシュ式：3月下旬以降
確認書：市が受理後、3週間以内

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

「住民税非課税世帯支援金（7万円）」に該当する子育て世帯

「住民税均等割課税世帯支援金（10万円）」に該当する子育て世帯

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

支援金の支給手続き

Ⅰ プッシュ式
住民税非課税世帯支援金（7万円）に該当する子育て世帯

- 対象となる世帯には、田辺市から、支給通知書が届きます。
- 支援金の支給口座は原則、田辺市住民税非課税世帯支援金（7万円）と同じ口座となります。
- 通知書が届いた場合は、申請手続きは不要です。

Ⅱ　確認書
住民税均等割課税世帯支援金（10万円）に該当する子育て世帯

- 令和5年12月1日時点で田辺市に住民登録のある対象世帯には、田辺市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書に必要事項を記入して、**返信してください**。
- 確認書は、住民税均等割課税世帯支援金の確認書を兼ねています。

支援金の取扱い

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年法律第81号）により、本支援金は差押禁止等及び非課税の対象となります。

住民税非課税世帯支援金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、田辺市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

田辺市低所得世帯等支援金窓口

0739-33-9088

【受付時間】平日9:00～17:00　【開設期間】令和6年5月31日まで

〒646-0028　田辺市高雄一丁目23-1　田辺市民総合センター内